

別表第八号の七 價額競争の参加申請書の様式(第25条の8の3第3項関係)(総務大臣がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。)

価額競争参加申請書

年 月 日

総務大臣 殿

電波法第27条の20の3第1項の規定により、価額競争に参加したいので、別添の書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 申請者(注1)

住 所	都道府県一市区町村コード 〒( — )
氏名又は名称及び代表者氏名	フリガナ
法人番号	

- 2 開設しようとする特定高周波数無線局の範囲(注2)
- 3 希望する周波数の範囲及び周波数の使用区域(注3、4)
- 4 その他事項
  - (1) 該当する価額競争実施指針が示された告示の件名及び告示番号
  - (2) 特定高周波数無線局の開設を必要とする理由等
    - ア 特定高周波数無線局の開設を必要とする理由
    - イ 開設しようとする特定高周波数無線局の目的
    - ウ 提供しようとする電気通信役務の種類(注5)
  - (3) 特定高周波数無線局の開設の予定期日(注6)
  - (4) 申請者の区分に関する事項(注7)
  - (5) 無線設備の保守、管理及び障害時の対応の体制及び方法(注8)
  - (6) 認定特定高周波数無線局開設者が遵守しなければならない条件に関する事項(注9)
  - (7) その他必要な事項として価額競争実施指針において定める事項に関する事項(注10)

注 1の欄は、次によること。

- (1) 住所の欄は、日本産業規格JIS X0401及びX0402に規定する都道府県コード及び市区町村コード(以下この別表において「都道府県コード」という。)、郵便番号並びに住所(申請者が法人又は団体の場合は、本店又は主たる事務所の所在地)を記載すること。ただし、都道府県コードが不明の場合は、コードの欄への記載を要しない。また、都道府県コードを記載した場合は、都道府県及び市区町村の記載は要しない。
- (2) 申請者が外国人である場合は、住所については、国籍及び日本における居住地を記載すること。
- (3) 法人又は団体の場合は、その商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記

載すること。ただし、申請者が法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人の場合は、代表者の氏名の記載を要しない。

- (4) 代理人による申請の場合は、申請者に関する必要事項を記載するほか、これに準じて当該代理人に関する必要事項を枠下に記載すること。この場合においては、委任状を添付すること。ただし、包括委任状の番号が通知されている場合は、当該番号を記載することとし、委任状の添付は要しない。
  - (5) 法人番号の欄は、法人又は団体の場合に限り、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第16項に規定する法人番号を記載すること。ただし、法人番号が不明の場合は記載を要しない。
- 2 價額競争実施指針において定める特定高周波数無線局の範囲内で、開設しようとする特定高周波数無線局の範囲を記載すること。
  - 3 周波数は、希望する周波数の範囲を「何GHzから何GHzまで」のように記載すること。なお、特定の周波数を希望する場合は、希望する周波数の範囲に代えて希望する周波数を記載することができる。
  - 4 周波数の使用区域について、同一の価額競争実施指針に係る特定高周波数無線局の開設を予定している他の事業者との業務委託契約の締結を予定している場合であつては、当該他の事業者の氏名又は名称及び当該他の事業者の希望する周波数の使用区域を記載すること。
  - 5 開設しようとする特定高周波数無線局の目的が電気通信業務用でない場合にあつては、記載を要しない。
  - 6 開設の予定期日は、一以上の特定高周波数無線局を最初に開設する日の予定期日を「R7.10.01」のように記載すること。
  - 7 価額競争実施指針において定める特定高周波数無線局を開設しようとする者の区分のうち、申請者が該当するものを記載すること。
  - 8 無線設備の保守、管理及び障害時の対応の体制及び方法の記載は、次によること。
    - (1) 保守、管理及び障害時の具体的な対応の体制及び方法を記載すること。
    - (2) 内部規程等がある場合において、内部規程等の添付をもつてその記載に代える場合は、その旨を記載し、別紙として当該内部規程等を添付すること。
  - 9 法第27条の20の2第2項第6号の規定により、認定特定高周波数無線局開設者が遵守しなければならない条件として価額競争実施指針において定める事項について具体的に記載すること。
  - 10 法第27条の20の2第2項第7号の規定により、その他必要な事項として価額競争実施指針において定める事項について具体的な内容を記載すること。
  - 11 用紙は、日本産業規格A列4番とし、該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この別表に定める規格の用紙に適宜記載すること。